

厚生科学研究費
(課題番号 H11-政策-008)
平成 11 年度報告書

**先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する
比較研究**

平成 12 年 3 月

主任研究者 阿藤 誠

先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究

平成 11 年度報告 目次

研究者名簿

総括研究報告

主任研究者：阿藤 誠 1

第 I 部 比較研究へのアプローチ

第 1 章 子育て支援政策と子育てコストー比較分析フレームワークの検討 赤地麻由子.....	9
---	---

第 2 章 出生促進政策と出生行動：方法論と課題

福田亘孝..... 22

付録 Recent Trends in Fertility and Household Formation in the Industrialized World

R. Lesthaeghe & G. Morrs 32

第 II 部 地域・言語圏別研究

第 1 章 ドイツ語圏諸国

原 俊彦..... 87

第 2 章 フランス語圏諸国

小島 宏..... 225

第 3 章 北欧諸国

津谷典子..... 331

第 4 章 南欧諸国

西岡八郎..... 403

第 5 章 英語圏諸国

釜野さおり..... 527

付録 Family Relationships in Australia:

The Conservative-Liberal-Radical Debate

Peter McDonald 637

総括研究報告書

先進諸国の少子化との動向と少子化対策に関する比較研究

主任研究者 阿藤 誠 国立社会保障・人口問題研究所所長

研究の要旨

本年度は、親委員会では、少子化と家族政策の関係に関する比較分析の先行研究をレビューし、共通分析フレームを固め、日本のデータを用いてモデル家族のシミュレーションを行った。本研究では、先進諸国を少子化と家族政策の類似性を基準にして、ドイツ語圏、フランス語圏、北欧諸国、南欧諸国、英語圏の5つに分類し、それぞれの地域・言語圏ごとに分担研究グループを組織した。各地域・言語圏については、各々の地域の中核となる国の中心的人口研究機関とコンタクトを取り、今後の研究協力を図るとともに、各地域の少子化と家族政策の動向に関する資料収集に努めた。また、各地域とも収集した資料を用いて若干の分析を行った。さらにフランス語圏のカナダ・ケベック州と南欧圏のスペインについては現地の研究機関に少子化と家族政策に関するレポート作成を依頼し、成果を得た。

A. 研究目的

本研究は、すでに四半世紀にわたって進行している少子化傾向に対して、それを変更しうる社会政策の可能性を探ることを目的とする。この目的のためには、ひとつは、日本国内の出生動向、経済社会の動向、社会政策の動きとそれらの相互関係を実証的に分析する方法が考えられるが、これについては、すでに本主任研究者の平成8～11年厚生科学研究プロジェクト「家族・労働政策が出生率に及ぼす影響に関する研究」も含めて多くの研究が蓄積されつつある。もうひとつは、日本と同様の少子化傾向に直面する先進国を個別に、あるいは全般的にとりあげ、それらの時系列的あるいは横断的な比較分析から日本の少子化対策のヒントをえる方法が考えられる。本研究の直接的目標は、このような先進諸国の出生動向、経済社会動向、社会政策の動きとその相互関係を、主要国について個別的かつ時系列的に、また先進諸国全体について横断的に比較分析することにより、出生率に大きな影響を及ぼす経済社会特性、ならびに社会

政策を特定することである。

1980年代半ば以降日本の少子化が特に急激に進行し、今日、労働力の供給制約が大幅に強まり、従属人口指數の急上昇にともない現役世代の高齢者扶養負担が高まり、経済成長の鈍化に加え、社会保障制度の危機など、21世紀第1四半期に確実に訪れる、少子・高齢化のマイナス面の影響がクローズアップされている。しかし、さらに大きな危機は、現在の少子化傾向の継続を前提とした21世紀半ばの超高齢・人口急減社会の訪れであり、それを回避するためには、今後、人権に配慮した有効な少子化対策がとられる必要がある。本研究はそのような有効な少子化対策の選択・策定にとどめて有意義と考えられる。

B. 研究方法

本年度は、少子化と家族政策の関係についての比較分析の方法論を検討するために文献サーベイを行った。マイクロアプローチの部分について、日本を事例としたモデル的試算を行った。地域別分担研究者は、それぞれに-

現地調査を行い、出生率を中心とする人口動態のデータ、社会経済変数に関するデータ、家族・労働政策に関するデータを収集するとともに、各地域の研究協力者を定めるとともに、今後の研究方向を協議した。

C. 研究経過

○親委員会では、先行研究、とりわけ Gauthier、阿藤、Bradshaw 等、OECD などの研究を検討し、本研究のミクロ・アプローチの分析については Bradshaw 等の研究フレームを参考にすることとし、共通分析フレームを固めた。日本のデータを用いて、モデル家族分析のシミュレーションを行った。

○親委員会では、先行研究をふまえて、共通分析フレームに則って、必要な変数に関する国別・時系列的マクロデータを収集し、データベースを構築した。

○各地域別分担研究者は、各地域の中核となる国の中心的人口研究機関あるいは関連分野の専門家を訪問し、研究協力をとりつけるとともに、必要な資料収集に努めた。英語圏（親委員会）（米国、パデュー大学）、北欧諸国（スウェーデン・ストックホルム大学、デンマーク・オーデンセ大学人口研究センター）、ドイツ語（ドイツ・国立人口研究所（BIB）、オーストリア・オーストリア人口研究所）、フランス語圏（フランス・国立人口研究所）、南欧諸国（スペイン・バルセロナ自治大学人口研究センター、スペイン・コンプルテンセ大学イタリア・イタリア・メシーナ大学）など

○各地域ブロックのうち 2 地域については、主要研究機関の協力をえて、当該地域の資料収集と家族政策に関する基礎的分析を行った。
・フランス語圏（カナダ・ケベック州）・南欧諸国（スペイン・バルセロナ自治大学人口研究センター、イタリア・メシーナ大学）

D. 研究結果と考察

（1）親委員会では、少子化と家族政策の

関係の国際比較分析の方法論に関する文献レビューを行い、方法論の検討を行った。

（2）親委員会では、モデル家族による子育て支援政策と子育てコストの比較分析の共通分析フレームを固め、日本のデータを用いて複数のモデル家族を設定し、シミュレーションを行った。その結果、以下の知見が得られた。

- ・ 所得税、地方税は、子ども数（扶養家族）が多いほど少ない。
- ・ 社会保険料は、父母の働き方によって異なるが、子ども数・年齢による違いはない。
- ・ 現在、日本で平均的な収入がある家族は、所得制限により児童手当を受けることができないが、サラリーマン家族の場合は特例給付を受けることができる。
- ・ 保育料は所得税額から計算されるため、収入の多い共働き夫婦で特に負担が大きくなる。

分析の問題点として、子どもの年齢、賃金カープ等、ライフサイクル的な要因をどの程度、またどのように考慮するのか、高等教育にかかる費用をどのように扱うべきか、地域差をどう考えるのか、育児休業中の所得補償の効果をモデルに盛り込むにはどのような方法が考えられるかなどが浮かび上がった。今後は、他国のデータ入手可能性も計りながら、モデルを修正していく。

（3）親委員会で、今後の比較研究に用いる主要なマクロデータ（合計特殊出生率、普通出生率、普通死亡率、自然増加率、婚外子割合など）を収集し、データベースを構築した。

（4）各言語圏・地域の主要国について、関係資料の収集およびデータ収集の困難度に応じて、それぞれ出生・家庭の動向および家族政策の動向などの分析を行った。以下、その成果の一部を記述する。

① ドイツ語圏

・ドイツ、オーストリア、スイス、オランダの 4 カ国について、出生・家族の動向、家族

政策の動向などの概要をまとめて比較し、その共通点と相違点を踏まえ、今後の分析の視点や研究の方向を明らかにした。

- ・ドイツ連邦共和国を取り上げ、戦前戦後の出生動向の分析を行い、その特徴を抽出した。また從来から知られている高い無子比率、比較的低い同棲率・婚外子比率についての分析を行い、結果を踏まえ、ドイツにおける家族政策とその問題点について考察した。

② フランス語圏

- ・フランスを中心に、ベルギー、カナダのケベック州、そしてルクセンブルグについても可能な範囲で、出生・家族の動向と家族政策の動向を把握するとともに、フランス語圏における同質性・異質性を浮かび上がらせた。特に、フランスとベルギーについては全国的動向だけでなく、地域差に関する分析も試みた。

・例えば、フランスにおける地域間格差についてみると、保育サービスへのアクセスは都市部と比べて農村部で劣り、都市の内部でも異なり、小さな子どもを育てながら就業継続する母親が居住地もライフコースに関する戦略の一環として決めていることがうかがわれた。他方、ベルギーにおいても出生・家族に関する行動と家族政策に関してフランス語圏とオランダ語圏とブリュッセルで差違があることが示された。

・ケベック州政府および連邦政府の官庁等を訪問し、基本的な情報収集も行った。また、ケベック州を含むカナダ全国において実施された出生・家族・労働等に関する個票のデータ (General Social Survey) をカナダ連邦統計局より購入した。

③ 北欧諸国

・スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの北欧4カ国における出生率の動向と家族政策の変遷について比較・検討し、出生率と家族政策の関係を探るうえで重要な女性の就業と家庭内役割の男女分担につ

いても検討した。家族政策の変遷については、スウェーデンとデンマークを中心に研究を進めた。

・北欧4カ国における保育サービスについては、育児休業制度同様、その内容には国によってかなりな差異があり、またサービスの実施主体が市町村（コムーネ）であるため一国内においても相当な差異が存在するが、公的保育サービスは、(1)親（とくに母親）の仕事と家庭の両立を援ける、(2)子どもの健全な育成をはかるという目的をもつことは共通していることがわかった。

・男性の家事分担割合が1割以下と先進国中最も低い日本や我が国同様低出生率に悩むイタリアやスペインに比べても北欧諸国の男性の家庭内労働分担割合は高いこと、さらに、女性の労働市場進出の急増とともに、家庭内役割の男女分担パターンが大きく変化してきたことがわかった。

④ 南欧諸国

・地中海沿岸の南欧諸国に関しては、分析に必要な基礎的な情報やデータが不足しているため、初年度は、出生率などの人口動態、世帯・家族に関する推移・動向、女性の地位指標や家族政策、労働政策の基本的な動向に関する基礎資料の収集と整理に重点を置いた。また、入手した資料から可能な範囲で南欧諸国間の同質性や異質性、あるいは各国内の地域性（差）の検討を行い、次年度以降の研究を方向づける作業を行った。

・今年度は、イタリア、スペイン、ポルトガルについて上記のデータの収集や整理を行ったが、特にスペインに重点を置いて、1970年代半ば以降の出生動向の分析を行い、南欧諸国における出生行動の特徴を明らかにするとともに、その他の欧米先進諸国とは異なる傾向を示している離婚率、非嫡出子比率、同棲率、未婚者の居住状態（離家遅れ）などについても分析を行った。

⑤ 英語圏（親委員会）

・アメリカを中心に、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダについても可能な範囲で出生・家庭・就労の動向のデータを収集した。アメリカについては、人種・エスニシティ別の出生や家族の動向に関する資料を収集した。また、保育所の利用のデータを収集し、地域別により、どのような保育機関が利用されているか、どの程度家族メンバーが保育を行っているかなどが大きく違っていることがわかった。

・アメリカのインディアナ州・ラフィエット地域において、統計からは把握できない情報を得るために、現地で保育所の実態の調査を行い、子どものいない女性も含めて計25人をインタビューした。

・ラフィエット地域では、乳児を受け入れる認可されたデイケアは、4カ所しかないと、不足しがちであることが浮き彫りにされた。どこの施設でも、待機児としてリストされる数が多いのは、乳児であった。

・家族インタビューからは、次のようなことが示された。ほとんどの女性が育児支援を多かれ少なかれ母親から受けている、隣人などからインフォーマルな育児支援を受けている、保育所の送り迎えは夫と半々というケースが多い、妻がほとんどの家事をしている家庭でも、子どもの世話に関しては夫もかなり分担している、大半の女性が経済的に可能ならパートタイム労働やボランティア活動への専念を望んでいる、ほとんどの母親が子どものために働き方を調整している、子どもを保育所に預ける時間はなるべく短くしたいと考える人が多いことなどである。

・オーストラリアについては、家族に関する調査の個票データを入手した。

(5) 各地域の分担研究者は、現地の研究者の協力を得て、以下のような資料収集および家族政策に関する基礎的分析を行った。

・カナダのケベック州についてはケベック大学付設州立科学研究所都市化研究センターの

Le Bourdais 教授とモントリオール大学人口学部の Lapierre-Adamcyk 教授に委託し、ケベックにおける出生・家族動向と家族政策の動向、カナダ全体との比較からみた家族政策の効果、関連統計集を中心とする報告書を作成した。

・フランス国立人口研究所の Jean-Louis Rallu 博士と日仏における未婚化の要因に関する共同研究を行い、論文をまとめた。・ JETRO スウェーデン事務所の主任研究員である三瓶恵子氏に依頼し、スウェーデン政府の家族政策の今後の指針と展望についてのレポートをまとめた。・スペイン・バルセロナ自治大学人口研究センターの Anna Cabre 所長、イタリア・メシーナ大学の人口学助教授 Gustavo De Santis、同じく人口学博士の Maria Rita Testa 氏に委託し、それぞれスペイン、イタリアについて以下の内容の報告書を作成した。

1.センサス、人口動態など人口指標、特に出生に関する基礎的な統計データ有無の確認と収集。

2.超低出生率に対する行政の考え方（政府の態度やその理由）、人口研究の専門家の考え方、国民の受け止め方・考え方に関する資料の収集と検討（社会的文化的背景を含めて）。

3.家族政策、労働政策等の広い意味での子育て支援施策等の有無と内容に関する研究

4.家族政策、労働政策等の出生率への効果に関する研究（ミクロデータによる実証的研究）

5.低出生率に対するスペイン（イタリア）と他の南欧諸国との対応の類似と差異についての検討、およびスペイン（イタリア）国内の地域的差異についての検討（圏域内の同質性、異質性の検討）。・ポルトガルについては、石田信義氏（エリア・リザチ・グループ、奈良大学講師）に依頼し、ポルトガルの人口動向と少子化に関するレポートを作成した。

(6) 各地域の分担研究者は、中核となる国の人口研究機関および関連分野の研究者等を訪問し、研究協力の体制を確立あるいはその可能性を探った。その結果、以下の研究機関

- ・研究者とは、来年度以降、共同で研究を進めることになった。
- ・オーストリア人口研究所 Dr. Richard Gisser, Dr. Josef Kytir など・ドイツ連邦人口学研究所所長 Prof. Dr. Charlotte Hohn、Dr. Jurgen Dorbritz など
- ・デンマーク・オーデンセ大学人口研究センター主任研究員 Lisbeth Knudsen 氏
- ・ストックホルム大学の人口研究プログラムの助教授 Eva Bernhardt 氏
- ・スペイン・コンプルテンセ大学 Fernando Gonzalez-Quinones 氏の研究協力の了解を得ている。
- ・イタリアの Gustavo De Santis (Universidad di Messina), Maria Rita Testa (PhD in Demography) 両氏（継続）・ギリシャについては、EU の家族政策に関する observatory の前メンバーで National Centre for Social Research (EKKE) , Haris Symeonidou 氏と交渉中。

第Ⅰ部 比較研究へのアプローチ

第1章 子育て支援政策と子育てコスト—比較分析フレームワークの検討—

赤地 麻由子

1. はじめに

本年度は、モデル家族による子育て支援政策と子育てコストの比較分析の分析のフレームワークを検討し、日本に関するシミュレーションを行った。今度さらに検討を重ね、最終年度には主要国とのデータを用いて比較分析を行う計画である。

2. 分析枠組—モデル家族の設定

■モデル家族の設定基準：

分析に用いるモデル家族は、以下の(1)～(3)の基準（表1参照）にしたがって設定した。

表1：モデル家族の設定基準

項目	タイプ・分類基準
(1)家族類型	夫婦 + 子供 0人 1人 2人 3人
(2)子供の年齢	3歳未満 3歳以上の未就学児童 6歳～15歳（義務教育課程にある児童）
(3)父母の従業上の地位	フルタイム + 不就業 フルタイム + パートタイム フルタイム + フルタイム

(1)家族類型：子供数の違いによって、子育てコストおよび国のサポートにどのような違いがみられるのかを検討するため、モデル家族の子供数を0～3に設定する。これにより、子供のいないケースと子供が1人のケースとの比較から、「子供を持つことのコスト」を見ることができる。また子供が2人のケースは、現在の日本の平均的な家族として理解することができ、子供が3人のケースでは、多子家族に対する国のサポートを見ることができる。

(2)子供の年齢：児童手当、保育、義務教育など、子供に関する政策の多くは、対象となる子供の年齢に制限を設けている。そのためここでは、子供の年齢を、児童手当の支給対象となる3歳未満、保育の対象となる3～6歳未満、義務教育の対象となる6～16歳未満の3段階に区別する。但し、具体的にモデル家族を設定する段階で、子供の組み合わせをより現実的なものにするために、それぞれの年齢を0歳、3歳、7歳に特定化した（表2参照）。

(3)夫婦の従業上の地位：子育てコストについて考えるとき、家族の経済状況を抜きに語ることはできない。したがってここでは、こうした家族の経済状況を、フルタイム、パートタイム、不就業という典型的な就業形態の組み合わせから、「フルタイム+フルタイム」「フルタイム+パートタイム」「フルタイム+不就業」の3つに設定した。

■モデル家族：

分析に用いたモデル家族は、表2の通りである。

表2：モデル家族

	(1)子供数	(2)子供の年齢	(3)夫婦の従業上の地位
1	0	—	フルタイム+フルタイム
2	0	—	フルタイム+パートタイム
3	0	—	フルタイム+不就業
4	1	0	フルタイム+フルタイム
5	1	0	フルタイム+パートタイム
6	1	0	フルタイム+不就業
7	1	3	フルタイム+フルタイム
8	1	3	フルタイム+パートタイム
9	1	3	フルタイム+不就業
10	1	7	フルタイム+フルタイム
11	1	7	フルタイム+パートタイム
12	1	7	フルタイム+不就業
13	2	0, 3	フルタイム+フルタイム
14	2	0, 3	フルタイム+パートタイム
15	2	0, 3	フルタイム+不就業
16	2	3, 7	フルタイム+フルタイム
17	2	3, 7	フルタイム+パートタイム
18	2	3, 7	フルタイム+不就業
19	3	0, 3, 7	フルタイム+フルタイム
20	3	0, 3, 7	フルタイム+パートタイム
21	3	0, 3, 7	フルタイム+不就業

■収入について：

児童手当の支給要件や保育料の徴収金額など、子育て支援を目的とした政策のなかには収入を基準に決定されるものも少なくない。したがって表2のモデル家族について子育てコストを計算するためには、まず各モデル家族の収入をあらかじめ設定しておく必要がある。Bradshaw 等 (1993) は同様の研究のなかで、モデル家族の収入を、男性の平均賃金の0.5倍、1倍、1.5倍とすることで収入にある程度、バリエーションを持たせているが、ここではあくまで「平均的な」所得階層だけを対象とすることにしたい。

表3、表4は、労働省の『賃金センサス 平成11年度』から、フルタイム就業の男女、

およびパートタイム就業の女性について、平均年収を算出したものである。ここでフルタイム就業の平均年収（男女）は、12ヶ月分の平均賃金に賞与・その他の特別給与額を加算したものである。またパートタイム就業の女性の平均年収は、平均時給、1日の平均労働時間、月当たりの平均労働日数から平均収入月額を計算し、それを年額に換算したものである。

表3：フルタイム就業の平均年収

	平均賃金（月額）	賞与・その他の特別給与額（年額）	平均年収	平均年齢
男性（全体）	336,400	1282,000	5,318,800	40.4歳
女性（全体）	214,900	696,300	3,275,100	37.2歳

表4：女性パートタイムの平均年収

平均時給	平均労働時間	労働日数（月）	平均収入（月額）	平均年収
886円	5.5時間	19.4日	94,536円	1,134,434円

表5：夫婦の従業上の地位別 平均世帯収入（年額）

フルタイム+フルタイム	8,593,900円
フルタイム+パートタイム	6,453,234円
フルタイム+不就業	5,318,800円

表3、表4の結果から、各モデル家族の世帯収入を計算したものが、表5である。ここで算出された収入をもとに、次節では、各モデル家族の税金、社会保険料、家族手当、保育料を算出し、日本の子育て支援政策と子育てコストの関係について若干の考察を試みたい。

3. 子育てコストの算出

■所得税、地方税

まずははじめに各モデル家族が支払う所得税、地方税について計算を行う。ここで「子育てにかかるコスト」ではない所得税、地方税について扱うのは、これによってモデル家族の可処分所得（世帯収入から税金、社会保険料を差し引いた金額）が異なるためである。

表6、表7は、平成11年度の税制にもとづき、各モデル家族が支払う所得税、地方税の金額を計算したものである。所得税、地方税を算出にあたって考慮した所得控除は、以下のとおりである。

- ・基礎控除（所得税では38万円、地方税では33万円）
- ・社会保険料控除（支払った保険料の金額）
- ・配偶者控除（所得税では38万円、地方税では33万円）

- ・配偶者特別控除（配偶者の所得に基づいて計算）
- ・年少扶養控除（所得税では48万円、地方税では33万円）

表6、表7より、夫婦の就業状況が等しい場合、子供数が多いほど所得税、地方税の金額が低くなっていることが分かる。したがって日本では、世帯収入が等しい場合、扶養されている子供の数が多い世帯の方が税制上恵まれているということができるだろう。

表6：モデル家族が支払う所得税（年額）

	夫： フルタイム 妻： フルタイム	夫： フルタイム 妻： パートタイム	夫： フルタイム 妻： 不就業
夫婦のみ	419,905 (4.9)	260,213 (4.0)	204,770 (3.8)
夫婦 + 0歳児	371,905 (4.3)	212,213 (3.3)	156,770 (2.9)
夫婦 + 3歳児	371,905 (4.3)	212,213 (3.3)	156,770 (2.9)
夫婦 + 7歳児	371,905 (4.3)	212,213 (3.3)	156,770 (2.9)
夫婦 + 0,3歳児	323,905 (3.8)	164,213 (2.5)	108,770 (2.0)
夫婦 + 3,7歳児	323,905 (3.8)	164,213 (2.5)	108,770 (2.0)
夫婦 + 0,3,7歳児	275,905 (3.2)	116,213 (1.8)	60,770 (1.1)

()の数字は世帯収入に占める割合(%)

表7：モデル家族が支払う地方税（年額）

	夫： フルタイム 妻： フルタイム	夫： フルタイム 妻： パートタイム	夫： フルタイム 妻： 不就業
夫婦のみ	264,837 (3.1)	193,491 (3.0)	123,270 (2.3)
夫婦 + 0歳児	231,837 (2.7)	160,491 (2.5)	96,885 (1.8)
夫婦 + 3歳児	231,837 (2.7)	160,491 (2.5)	96,885 (1.8)
夫婦 + 7歳児	231,837 (2.7)	160,491 (2.5)	96,885 (1.8)
夫婦 + 0,3歳児	198,837 (2.3)	127,491 (2.0)	80,385 (1.5)
夫婦 + 3,7歳児	198,837 (2.3)	127,491 (2.0)	80,385 (1.5)
夫婦 + 0,3,7歳児	137,905 (1.6)	104,606 (1.6)	63,885 (1.2)

()の数字は世帯収入に占める割合(%)

■社会保険料（公的年金／医療保険）

次に、公的年金、医療保険の社会保険料についてみることにしよう。

表8：公的年金（厚生年金）：月額

	夫： フルタイム 妻： フルタイム	夫： フルタイム 妻： パートタイム	夫： フルタイム 妻： 不就業
夫婦のみ	48,580 (6.8)	29,495 (5.5)	29,495 (6.7)
夫婦 + 0歳児	48,580 (6.8)	29,495 (5.5)	29,495 (6.7)
夫婦 + 3歳児	48,580 (6.8)	29,495 (5.5)	29,495 (6.7)
夫婦 + 7歳児	48,580 (6.8)	29,495 (5.5)	29,495 (6.7)
夫婦 + 0,3歳児	48,580 (6.8)	29,495 (5.5)	29,495 (6.7)
夫婦 + 3,7歳児	48,580 (6.8)	29,495 (5.5)	29,495 (6.7)
夫婦 + 0,3,7歳児	48,580 (6.8)	29,495 (5.5)	29,495 (6.7)

()の数字は世帯収入に占める割合(%)を年額ベースで計算したもの

表8は、最も被保険者の多い、厚生年金についてその保険料を計算したものである。厚生年金の保険料は、標準報酬の等級によって決定されている。ここで標準報酬・保険料月額表から、モデル家族で設定されたフルタイム就業の男女について厚生年金の保険料を計算すると、男性が29,495円、女性が19,085円である。したがって夫婦ともフルタイム就業であるモデル家族の保険料（合計）は、48,580円となる。

それに対して、妻がパートタイムまたは不就業であるケースでは、妻が厚生年金に加入している夫の被扶養者とみなされる（妻の年収が130万円未満の場合、被扶養者となることができる）ため、保険料を支払う必要はない。したがって、妻がパートタイムまたは不就業であるモデル家族の保険料は、夫の支払うの29,495円だけである。

表9：医療保険（政府管掌健康保険）：月額

	夫： フルタイム 妻： フルタイム	夫： フルタイム 妻： パートタイム	夫： フルタイム 妻： 不就業
夫婦のみ	23,800 (3.3)	14,450 (2.7)	14,450 (3.3)
夫婦 + 0歳児	23,800 (3.3)	14,450 (2.7)	14,450 (3.3)
夫婦 + 3歳児	23,800 (3.3)	14,450 (2.7)	14,450 (3.3)
夫婦 + 7歳児	23,800 (3.3)	14,450 (2.7)	14,450 (3.3)
夫婦 + 0,3歳児	23,800 (3.3)	14,450 (2.7)	14,450 (3.3)
夫婦 + 3,7歳児	23,800 (3.3)	14,450 (2.7)	14,450 (3.3)
夫婦 + 0,3,7歳児	23,800 (3.3)	14,450 (2.7)	14,450 (3.3)

()の数字は世帯収入に占める割合(%)を年額ベースで計算したもの

次に医療保険の保険料についてみることにしよう。現在、日本でもっとも加入者数の多い政府管掌保険の保険料も、厚生年金と同様、標準報酬の等級によって決定されている。ここで標準報酬・保険料月額表から、モデル家族で設定されたフルタイム就業の男女について保険料を計算すると、男性が14,450円、女性が9,350円である。したがって夫婦ともフルタイム就業であるモデル家族の保険料（合計）は、23,800円となる。

それに対して、妻がパートタイムまたは不就業であるケースでは、その妻が厚生年金と同様、夫の被扶養者とみなされる（妻の年収が130万円未満の場合、被扶養者となることができる）ため、保険料を支払う必要はない。したがって、妻がパートタイムまたは不就業であるモデル家族の保険料は、同額の14,450円となる。

また表8、表9より、子供の年齢や人数によって、各モデル家族が支払う社会保険料に違いはみられないことが分かる。これは、モデル家族で設定された子供たちがパートタイムや不就業の妻と同様に父親の被扶養者とみなされるためである。したがって「子供をもつことのコスト」という観点からみた場合、年金および医療保険の保険料はプラスマイナスいずれの効果も持たないということができよう。しかしこうした社会保険料の仕組みが女性の働き方に大きく影響しているともいわれていることから、世帯の経済的状況を左右する重要な要素のひとつであるといえるだろう。

■家族手当（児童手当）：月額

現在、日本では、3歳未満の児童を養育している者に対して児童手当が支給されている。児童手当の支給額は、第1子、第2子が月額5,000円、第3子以降の児童については1人につき月額10,000円であるが、この手当には所得制限があり、養育者の前年の所得が一定の金額以上である場合には給付を受けることはできない。

本報告で用いたモデル家族は、いずれもこの所得制限をオーバーしているため、本来、児童手当の給付は受けることはできない。しかし現行の制度では、このような所得制限により児童手当を受けられないもののうち、前年の所得が一定の金額以下である場合に限って、全額事業主負担の特例給付をうけることができるとしており、設定されたモデル家族もこの特例給付の対象となる。そこで各モデル家族に対する特例給付の支給額は、表10のとおりとなる。

表10：児童手当（特例給付）の支給額

	夫： フルタイム 妻： フルタイム	夫： フルタイム 妻： パートタイム	夫： フルタイム 妻： 不就業
夫婦のみ	0	0	0
夫婦 + 0歳児	5000 (0.7)	5000 (0.9)	5000 (1.1)
夫婦 + 3歳児	0	0	0
夫婦 + 7歳児	0	0	0
夫婦 + 0,3歳児	5000 (0.7)	5000 (0.9)	5000 (1.1)
夫婦 + 3,7歳児	0	0	0
夫婦 + 0,3,7歳児	10,000 (1.4)	10,000 (1.9)	10,000 (2.3)

()の数字は世帯収入に占める割合(%)を年額ベースで計算したもの

■保育料

最後に、保育にかかる費用についてみることにしよう。表11は各モデル家族が公的保育を利用した場合にかかる保育料（国基準）を示している。表11より、公的保育の保育料は、世帯の所得税額によって決定されるため、もっとも税金の負担が大きい夫婦ともにフルタイムのケースで特に保育料が高くなっている。但し、保育所を利用している児童が2人以上いる世帯では2人目以降の保育料は減額されるため、「夫婦+0, 3歳児」世帯の負担はそれほど大きくない。

表11：公的保育の保育料（月額：国基準）

	夫： フルタイム 妻： フルタイム	夫： フルタイム 妻： パートタイム	夫： フルタイム 妻： 不就業
夫婦のみ	0	0	0
夫婦 + 0歳児	61,000 (8.5)	61,000 (11.3)	44,500 (10.0)
夫婦 + 3歳児	58,000 (8.1)	58,000 (10.8)	41,500 (9.4)
夫婦 + 7歳児	0	0	0
夫婦 + 0,3歳児	90,000 (12.6)	65,250 (12.1)	65,250 (14.7)
夫婦 + 3,7歳児	58,000 (8.1)	41,500 (7.7)	41,500 (9.4)
夫婦 + 0,3,7歳児	90,000 (12.6)	65,250 (12.1)	42,000 (9.5)

()の数字は世帯収入に占める割合(%)を年額ベースで計算したもの

4. 考察

前節の結果をもとに、可処分所得と保育料との関係をみてみよう。表12は各モデル家族の可処分所得（家族手当を含む）を表している。これをみると夫婦の就業形態が同じ場合、子供数が多いほど可処分所得も大きいことが分かる。これは所得税、地方税の扶養控除によるものであるが、結果としてこのことは現在、日本において子供のいる（多い）世帯が税制上、優遇されていることを示している。

それでは、このように子育て期にある世帯の税負担が軽減されているにもかかわらず、少子化に歯止めがかからないのは何故なのであろうか。次に可処分所得と保育料の関係についてみることにしよう。

表12：可処分所得（家族手当を含む）

	夫： フルタイム 妻： フルタイム	夫： フルタイム 妻： パートタイム	夫： フルタイム 妻： 不就業
夫婦のみ	7,040,598	5,472,190	4,463,420
夫婦 + 0歳児	7,181,598	5,613,190	4,597,805
夫婦 + 3歳児	7,121,598	5,553,190	4,537,805
夫婦 + 7歳児	7,121,598	5,553,190	4,537,805
夫婦 + 0,3歳児	7,262,598	5,694,190	4,662,305
夫婦 + 3,7歳児	7,202,598	5,634,190	4,602,305
夫婦 + 0,3,7歳児	7,431,530	5,825,075	4,786,805

表13：可処分所得－公的保育の利用料

	夫： フルタイム 妻： フルタイム	夫： フルタイム 妻： パートタイム	夫： フルタイム 妻： 不就業
夫婦のみ	7,040,598	5,472,190	4,463,420
夫婦 + 0歳児	6,449,598	4,881,190	4,063,805
夫婦 + 3歳児	6,425,598	4,857,190	4,039,805
夫婦 + 7歳児	7,121,598	5,553,190	4,537,805
夫婦 + 0,3歳児	6,182,598	4,911,190	3,879,305
夫婦 + 3,7歳児	6,506,598	5,136,190	4,104,305
夫婦 + 0,3,7歳児	6,351,530	5,042,075	4,282,805

表13は、可処分所得（家族手当を含む）から公的保育の利用料を差し引いた金額を示している。この金額は、公的保育の利用を仮定した場合、モデル家族がそのほかのこと自由に使えるお金の総計として理解することができる。表13より、夫婦の従業上の地位との関係をみると、各モデル家族の経済的な規模は、可処分所得と同様、「フルタイム+フルタイム」がもっとも大きく、続いて「フルタイム+パートタイム」、「フルタイム+不就業」の順に小さくなっていることが分かる。したがって「フルタイム+不就業」より「フルタイム+パートタイム」、「フルタイム+パートタイム」より「フルタイム+フルタイム」の世帯の方が経済的には豊かであるということができるだろう。

一方、それぞれの就業形態別に、子供の年齢および子供数による経済的状況の違いをみると、いずれも「夫婦+7歳児」世帯の経済的な規模がもっとも大きく、次いで「夫婦の

み」世帯となっている。しかしここでは、子育て費用について未就学児童の保育にかかる費用以外は全く考慮していないことから、「夫婦+7歳児」世帯が子育て以外のことにあるお金の総計は実際にはもっと少ないことが予想される。したがって7歳児のいる世帯を除いた、ほかの世帯に注目すると、「夫婦のみ」世帯の経済的規模がもっとも大きく、「夫婦+0歳児」、「夫婦+3歳児」、「夫婦+0, 3歳児」の順に小さくなっている¹。このことから、「夫婦のみ」世帯が子供をもうけることは、夫婦がいずれの就業形態であったとしても、世帯の経済的規模を縮小させることにつながるということができよう。

こうした子供をもつことによる世帯の経済的規模の縮小は、夫婦の就業形態の変化を伴う場合にいっそう深刻なものとなる。たとえば、子供がなく、ともにフルタイムで働いていた夫婦にとって、出産を機に妻が仕事を辞めることは非常に大きな損失である（その損失を表13から計算すると、300万円にもなる）。こうした損失は一般に「機会費用」と呼ばれ、少子化の要因の一つとされているが、現在、日本ではこうした損失をカバーするものとして育児休業制度における所得補償率を引き上げることなどが検討されている。

ところで先にみた表13では、すべてのモデル家族が未就学の児童に対して公的な保育を利用することが仮定されている。しかしこれはすべての家族にとって必ずしも一般的な選択とはいえない。フルタイムで働く女性にとって子育てをサポートしてくれる家族がほかにいない場合、公的保育は重要な選択肢であると思われるが、仕事を持たない女性にとって高い保育料を払って保育所に子供を預けることは必ずしも効率的なことではないだろう。

ここで、妻がフルタイムまたはパートタイムの場合には公的保育を利用し²、不就業の場合は公的保育を利用しないものとして考えてみよう。表12、表13の太枠で囲んだ部分について家族類型が等しいものを比較すると、未就学児童のいる世帯で「フルタイム+パートタイム」と「フルタイム+不就業」の差が小さくなっていることが分かる。この差を月額に換算すると2万円程度である。したがって未就学児童のいる世帯の妻が公的保育を利用したうえでパートに出るということは、仕事をせずに家庭で子供の面倒をみることと経済的にみて、ほとんど差がないといえよう。これに対して「夫婦のみ」世帯および「夫婦+7歳児」世帯の「フルタイム+パートタイム」と「フルタイム+不就業」を比較すると、月額8万円程度の差がみられる。以上の結果から、1.5稼働モデルと呼ばれる夫婦の就業形態の組み合わせは、現在の日本では、子供が小学校に入学した後に有効なモデルであるといえるかもしれない。

以上、子育てコストの計算結果から、可処分所得と保育料の関係について若干の考察を

¹ 但し、「フルタイム+パートタイム」については、「夫婦+3歳児」よりも「夫婦+0, 3歳児」の方が大きくなっている。これは所得税の扶養控除により「夫婦+0, 3歳児」世帯の保育料の階層区分が1ランク下がったことによる。

² ここでは妻のパートタイム労働として、平均労働時間が5.5（時間／日）、平均労働日数が19.4（日／月）程度のものを仮定している。したがって子育てを日常的にサポートしてくれる家族がいないかぎり、パートタイム労働であっても何らかの保育は必要であろう。

行ったが、本研究の目的はそもそも国際比較研究のためのフレームワークを検討することにある。こうした事情を踏まえ、最後に、本研究におけるいくつかの問題点を指摘し、今後の課題を示したい。

5. 今後の課題

モデル家族を用いて各国の子育て支援政策および子育てコストを比較する試みは、すでに Bradshaw 等 (1993) の研究のなかにみることができる。そのなかで Bradshaw 等は、モデル家族が支払うコストとして、税金、社会保険料、教育費（保育を含む）のほかに、住宅費、医療費についても取り上げている。家族のサイズが大きくなればなるほど、それだけ住宅にかかるコストも大きくなることから、子育てコストとして住宅費を考慮することは必要なことであろう。また医療費については、日本でも市町村レベルで乳幼児の医療費助成を実施しているところも多く、子育て支援政策のひとつとして無視することはできない。

しかし住宅費、医療費ともに地域による差が大きく、単純に比較することはできないという問題がある。保育料も同様で、本報告における保育料は、国が基準としている金額をもとに計算されているが、実際に自治体によって徴収されている金額は国が定めた基準値より少ない場合がほとんどである。

これに対して Bradshaw 等は、特定の地域に限定して住宅コストの比較を行っているが、なぜその地域を選んだかについて必ずしも明確な基準は示されていない。これに関しては、多かれ少なかれインフォーマント側の事情もあったのではないかと考えられるが、地域を限定して国際比較をする場合には、対象となる地域の基準をある程度明確にしておく必要があるだろう。今後、国際的な比較を行うにあたって、こうした地域差のあるコストをどのように扱うのかということが最大の検討課題となるだろう。

【文献】

Bradshaw, J., J. Ditch, H. Holmes and P. Whiteford, 1993, *Support for Children: A comparison of arrangements in fifteen countries*, Department of Social Security Research Report No.21 HMSO.

福田素生, 1999, 『社会保障の構造改革』, 中央法規.

厚生省, 1994, 『平成 6 年度版 厚生白書』, ぎょうせい.

厚生省児童家庭局, 1992, 『児童手当法の解説』, 中央法規出版.

武藤健造・高野俊信, 1999, 『税法便覧 平成 11 年度版』, 税務研究会出版局.

労働省政策調査部編, 1999, 『賃金センサス 平成 11 年版』, 労働法令協会.

社会福祉振興・試験センター, 1999, 『社会保障の手引 平成 11 年度版』, 功文社.

人口問題審議会, 1997, 「少子化に関する基本的考え方について—人口減少社会、未来への責任と選択—」.

6. 基礎資料

最後に、本報告の計算に用いた基礎資料を付す。

付表1：厚生年金 保険料額早見表（H 6. 11～）

等級 厚年	月額	日額	報酬月額	標準報酬				保険料（被保険者負担分）			
				厚生年金保険		厚生年金基金加入員					
				一般	船員・ 坑内員	一般	船員・ 坑内員				
1	92,000	3,070	95,000未満	7,981	8,809	5,980	6,808				
2	98,000	3,270	95,000以上 101,000未満	8,501.5	9,383.5	6,370	7,252				
3	104,000	3,470	101,000以上 107,000未満	9,022	9,958	6,760	7,696				
4	110,000	3,670	107,000以上 114,000未満	9,542.5	10,533.5	7,150	8,140				
5	118,000	3,930	114,000以上 122,000未満	10,236.5	11,298.5	7,670	8,732				
6	126,000	4,200	122,000以上 130,000未満	10,930.5	12,064.5	8,190	9,324				
7	134,000	4,470	130,000以上 138,000未満	11,624.5	12,830.5	8,710	9,916				
8	142,000	4,730	138,000以上 146,000未満	12,318.5	13,596.5	9,230	10,508				
9	150,000	5,000	146,000以上 155,000未満	13,012.5	14,362.5	9,750	11,100				
10	160,000	5,330	155,000以上 165,000未満	13,880	15,320	10,400	11,840				
11	170,000	5,670	165,000以上 175,000未満	14,747.5	16,277.5	11,050	12,580				
12	180,000	6,000	175,000以上 185,000未満	15,615	17,235	11,700	13,320				
13	190,000	6,330	185,000以上 195,000未満	16,482.5	18,192.5	12,350	14,060				
14	200,000	6,670	195,000以上 210,000未満	17,350	19,150	13,000	14,800				
15	220,000	7,330	210,000以上 230,000未満	19,085	21,065	14,300	16,280				
16	240,000	8,000	230,000以上 250,000未満	20,820	22,980	15,600	17,760				
17	260,000	8,670	250,000以上 270,000未満	22,555	24,895	16,900	19,240				
18	280,000	9,330	270,000以上 290,000未満	24,290	26,810	18,200	20,720				
19	300,000	10,000	290,000以上 310,000未満	26,025	28,725	19,500	22,200				
20	320,000	10,670	310,000以上 330,000未満	27,760	30,640	20,800	23,680				
21	340,000	11,330	330,000以上 350,000未満	29,495	32,555	22,100	25,160				
22	360,000	12,000	350,000以上 370,000未満	31,230	34,470	23,400	26,640				
23	380,000	12,670	370,000以上 395,000未満	32,965	36,385	24,700	28,120				
24	410,000	13,330	395,000以上 425,000未満	35,567.5	39,257	26,650	30,340				
25	440,000	14,000	425,000以上 455,000未満	38,170	40,130	28,600	32,560				
26	470,000	14,670	455,000以上 485,000未満	40,772.5	45,002.5	30,550	34,780				
27	500,000	15,330	485,000以上 515,000未満	43,375	47,875	32,500	37,000				
28	530,000	16,000	515,000以上 545,000未満	45,977.5	50,747.5	34,450	39,220				
29	560,000	16,670	545,000以上 575,000未満	48,580	53,620	36,400	41,440				
30	590,000	17,330	575,000以上 605,000未満	51,182.5	56,492.5	38,350	43,660				

付表2：健康保険の保険料額早見表（H 9. 9～）

標準報酬		標準報酬とされる報酬月額の範囲	健康保険		
月額	日額		等級	納入保険料額	控除保険料(折半)額
92,000	3,070	95,000未満	1	7,820	3,910
98,000	3,270	95,000～101,000未満	2	8,330	4,165
104,000	3,470	101,000～107,000未満	3	8,840	4,420
110,000	3,670	107,000～114,000未満	4	9,350	4,675
118,000	3,930	114,000～122,000未満	5	10,030	5,015
126,000	4,200	122,000～130,000未満	6	10,710	5,355
134,000	4,470	130,000～138,000未満	7	11,390	5,695
142,000	4,730	138,000～146,000未満	8	12,070	6,035
150,000	5,000	146,000～155,000未満	9	12,750	6,375
160,000	5,330	155,000～165,000未満	10	13,600	6,800
170,000	5,670	165,000～175,000未満	11	14,450	7,225
180,000	6,000	175,000～185,000未満	12	15,300	7,650
190,000	6,330	185,000～195,000未満	13	16,150	8,075
200,000	6,670	195,000～210,000未満	14	17,000	8,500
220,000	7,330	210,000～230,000未満	15	18,700	9,350
240,000	8,000	230,000～250,000未満	16	20,400	10,200
260,000	8,670	250,000～270,000未満	17	22,100	11,050
280,000	9,330	270,000～290,000未満	18	23,800	11,900
300,000	10,000	290,000～310,000未満	19	25,500	12,750
320,000	10,670	310,000～330,000未満	20	27,200	13,600
340,000	11,330	330,000～350,000未満	21	28,900	14,450
360,000	12,000	350,000～370,000未満	22	30,600	15,300
380,000	12,670	370,000～395,000未満	23	32,300	16,150
410,000	13,670	395,000～425,000未満	24	34,850	17,425
440,000	14,670	425,000～455,000未満	25	37,400	18,700
470,000	15,670	455,000～485,000未満	26	39,950	19,975
500,000	16,670	485,000～515,000未満	27	42,500	21,250
530,000	17,670	515,000～545,000未満	28	45,050	22,525
560,000	18,670	545,000～575,000未満	29	47,600	23,800
590,000	19,670	575,000～605,000未満	30	50,150	25,075
620,000	20,670	605,000～635,000未満	31	52,700	26,350
650,000	21,670	635,000～665,000未満	32	55,250	27,625
680,000	22,670	665,000～695,000未満	33	57,800	28,900
710,000	23,670	695,000～730,000未満	34	60,350	30,175
750,000	25,000	730,000～770,000未満	35	63,750	31,875
790,000	26,330	770,000～810,000未満	36	67,150	33,575
830,000	27,670	810,000～855,000未満	37	70,550	35,275
880,000	29,330	855,000～905,000未満	38	74,800	37,400
930,000	31,000	905,000～955,000未満	39	79,050	39,525
980,000	32,670	955,000以上	40	83,300	41,650